



## 「データヘルス計画」

### を策定いたしました

「データヘルス計画」とはレセプトや健康診査の結果等のデータを分析し、それに基づいてより効果的で効率的な保健事業を行うための計画です。

国の日本再興戦略により疾病の予防、健康管理の推進に関する新たな仕組み作りとして、すべての保険者による「データヘルス計画」に基づく保健事業をとおして健康増進を推し進めることとなりました。

当組合でも、この度、「データヘルス計画」を策定し、平成28年度から組合が保有するレセプトや特定健康診査・特定保健指導等の情報を分析活用し、組合に加入されている皆様の健康課題を把握し、疾病の重症化予防につなげるよう務めてまいります。

当組合の「データヘルス計画」は、ホームページの「健康診査助成事業」に掲載しておりますので、ご参照ください。

## 被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

次のような被保険者の異動があったときは国民健康保険法および組合規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。届け出が遅れますと保険料の調整（増減）および保険給付等に影響いたしますので、お早めに届け出をお願いいたします。

◎ **被保険者資格喪失（脱退）届【組合員（医師）世帯全員用】**

組合員の社会保険（協会けんぽ等）加入、死亡、北海道医師会退会、道外に住所を移したとき、ほか

◎ **被保険者資格取得届【家族追加用】・【従業員（准組合員）新規用】**

社会保険（協会けんぽ等）離脱、出生、組合員等と同一世帯になったとき、従業員の採用、ほか

※家 族＝組合員等と同一世帯の75歳未満の方で、協会けんぽなど他の保険に加入できない方

※准組合員＝75歳未満の方で、社会保険（協会けんぽ等）に加入できない方

（従業員）

◎ **被保険者資格喪失届【家族用】・【准組合員（従業員）世帯全員用】**

社会保険（協会けんぽ等）加入、死亡、組合員等と別世帯になったとき、従業員の退職、ほか

◎ **その他**

① 住所・氏名変更届

組合員（または准組合員）の住所、組合員および被保険者の氏名が変更になったとき

② 法第116条該当・非該当届

家族が遠隔地で修学するために、組合員等と住所を別にしたとき、修学を終了したとき、または組合員等と同一世帯になったとき

※ 届け出用紙の備付（本組合ホームページからも入手できます。）および届け出先

各支部（所属の都市医師会および医育機関医師会事務局）

組合ホームページアドレス <http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

\* ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

連絡先：〒060-0042

札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会館6階

北海道医師国民健康保険組合：業務係（資格担当）

TEL 011-271-7471